

幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

入園料・保育料
月額2万5,700円まで無償

預かり保育
月額1万1,300円まで無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

※ 給食費や通園費等は対象外。

※ 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償。

（算定のイメージ）

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万6,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

入園料・保育料が無償化の対象となるには、新1号認定申請が必要です。預かり保育が無償化の対象となるには、新2号または新3号認定申請が必要です。

新1号認定については、幼稚園から配布される認定申請書を記入し裏面の必要書類を添付の上、幼稚園へご提出ください。

新2・3号認定に必要な書類については別途案内を作成しておりますので、入所施設または保育課までお問い合わせください。なお、野田市ホームページにも掲載してあります。

（問合せ先）施設等利用給付認定に関すること 野田市 健康子ども部 子ども保育課
TEL：04-7123-1299